

おいらせ町財政運営に関する条例逐条解説

青森県 おいらせ町

目 次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）	3
第 1 条 目的	3
第 2 条 基本姿勢	3
第 3 条 町長の責務	4
第 2 章 財政運営の基本原則（第 4 条－第 1 1 条）	4
第 4 条 情報の共有	4
第 5 条 財務諸表の作成	5
第 6 条 資産及び負債	6
第 7 条 基金の積立て等	7
第 8 条 地方債の発行	7
第 9 条 歳入の確保及び歳出の見直し	8
第 1 0 条 使用料等の見直し	9
第 1 1 条 補助金の見直し	9
第 3 章 計画的な財政運営の推進（第 1 2 条－第 1 4 条）	10
第 1 2 条 実施計画との関係	10
第 1 3 条 予算を伴う計画	10
第 1 4 条 中期財政計画の策定	11
第 4 章 雑則（第 1 5 条）	12
第 1 5 条 委任	12

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 1 条 目的

（目的）

第 1 条 この条例は、財政運営の指針及び基本的な原則を定めることにより、町の財政の健全化に資することを目的とする。

【解説】

- 1 本条例の目的を定めています。
- 2 町の財政は、町税等の自主財源に限られる一方、扶助費などの経常的経費は増加傾向にあります。時代の変化に対応し、新たな行政ニーズと、行政サービスの安定的な供給を行っていくためには、町の財政が健全であることが必要です。

本条では、町の財政運営に関する基本的な事項を定めることにより、健全な財政運営に関する取組の推進を図ることを目的に定めています。

第 2 条 基本姿勢

（基本姿勢）

第 2 条 町の財政は、まちづくりの主体である町民の信託及び負担に基づき町政が行われているとの認識に立って運営されなければならない。

- 2 町の財政は、弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に運営されなければならない。
- 3 町の財政は、負債（地方債、債務負担行為、債務保証その他将来にわたって金銭を負担することが予定されている債務をいう。以下同じ。）が現在及び将来の町民の負担であることを踏まえて計画的に運営されなければならない。

【解説】

- 1 町が財政運営を行うに当たっての基本姿勢を定めています。
- 2 本条第 1 項は、「町民の信託と負担により町政が成り立っていること」、第 2 項は「弾力的かつ持続可能な財政構造の確立に向けた計画的

な運営が必要であること」、第3項は「負債は現在と将来の町民の負担であること」を掲げています。

実質的な負担を将来世代に先送りすることとなる過剰な地方債の発行や、過去の世代の貯金を使うこととなる財政調整基金の取り崩しは、極力避けるよう財政運営を行うべきです。滞りなく行政サービスを提供できるよう、実施計画に基づく計画的な財政運営を行う必要があります。

第3条 町長の責務

(町長の責務)

第3条 町長は、前条の基本姿勢に基づき、町民ニーズを考慮した予算の編成及び適正な執行をすることにより、健全な財政運営を行う責務を有する。

【解説】

- 1 町が財政運営を行うに当たっての町長の責務を定めています。

第2章 財政運営の基本原則（第4条－第11条）

第4条 情報の共有

(情報の共有)

第4条 町は、財政に関する理解を深め、かつ、財政運営の透明性を高めるため、分かりやすく作成した財政に関する情報を町民に公表しなければならない。

【解説】

- 1 本条は、財政情報の公表について定めています。
- 2 健全な財政運営を目指す上では、財政について町民に理解を求め、協力を得ることが重要となります。透明性の高い財政運営を行うために、町が財政に関する情報について、町民と共有が図られるよう、分かりやすく公表する責務を負うことを定めています。

第 5 条 財務諸表の作成

(財務諸表の作成)

第 5 条 町は、毎年度、次に掲げる書類を、普通会計(公営事業会計以外の会計をいう。以下同じ。)並びに普通会計、公営事業会計及び町が加入する組合等に係る会計を連結した会計の区分に応じて作成し、公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書

【解説】

- 1 本条は、普通会計を対象とする財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)のほか、公営事業会計と町が加入する一部事務組合等の会計とを連結した町全体の会計に係る財務諸表の作成及び公表について定めています。

用語の解説

1) 普通会計

公営事業会計を除いた会計とされ、町では、一般会計と奨学資金貸付事業特別会計を合算調整したものとなります。

2) 公営事業会計

普通会計以外の会計とされ、町では、国民健康保険特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計が該当します。

3) 貸借対照表

町が住民サービスを提供するために所有する財産(資産)と、その財産を形成するために使用した財源(負債・純資産)を対照表示したものです。

4) 行政コスト計算書

4月1日から翌年3月31日までの1年間うち、資産形成に結び付かない行政サービスに要した費用とその費用のうち受益者が負担した

金額を表したものです。

5) 純資産変動計算書

貸借対照表の「純資産の部」に計上された額が、1年間でどのように増減したかを表したものです。

6) 資金収支計算書

1年間の現金の収入と支出の情報を3つの区分(経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支)に分けて表したものです。

7) 町が加入する一部事務組合等

町が加入するすべての一部事務組合と広域連合を想定しています。

第6条 資産及び負債

(資産及び負債)

第6条 町は、長期的な観点から、資産の売却、用途の見直しによる資産の有効活用、資産の維持補修等を行い、効果的に資産を活用するものとする。

2 町は、負債に対する世代間の負担の均衡に配慮しつつ、償還能力の観点から負債の抑制を図るものとする。

【解説】

1 本条第1項は、資産の管理及び運用についての基本的な事項を定めています。長期的な観点から資産を管理し、当該資産の用途に応じて最も効果が上がるように資産を活用しなければならず、場合によっては、資産の売却、用途の見直し等の検討を行うことを定めています。

2 本条第2項は、町の負債が町民に過重な負担とならないよう、人口動態等の長期的な予測、町民ニーズや基本構想など、多角的観点から適正な規模の水準を判断し、負債の抑制を図ることを定めています。

第7条 基金の積立て等

(基金の積立て等)

第7条 町は、公共施設の修繕又は建替えに係る経費その他の財政の安定化のために資金の留保が必要と認められる経費に充てるため、基金に計画的な積立てを行うよう努めるものとする。

2 町は、災害等の有事の際の支出その他緊急を要し、かつ、必要やむを得ない行政需要に対応するため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するよう努めるものとする。

【解説】

1 町が設置する基金の管理について、将来の財政負担を考慮し、事業が計画的に実施できるよう、計画的に基金を積み立てることを定めています。

2 財政調整基金は、年度によって生じる財源の不均衡を調整するために、財源に余裕がある年度に積立てておくもので、地方公共団体の貯金のことです。経済不況等による大幅な税収減によって収入が不足したり、災害の発生による多額の経費の支出が必要になるなどの不測の事態に備え、財政調整基金を積み立てておくことを定めています。

○参考：地方財政法第7条（剰余金）

各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合、剰余金のうち二分の一以上を基金に積み立て又は地方債の繰上げ償還の財源に充てなければならないとされています。

第8条 地方債の発行

(地方債の発行)

第8条 町は、地方債を起こす場合においては、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 将来において町民が負担することの妥当性

(2) 当該地方債に係る償還金が将来の財政運営に与える影響

【解説】

1 本条は、地方債(長期の借入金)の発行についての基本原則を定めています。

2 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって賄うことが原則とされていますが、臨時突発的に多額の支出を余儀なくされる場合や、将来の住民にも経費を分担させることが公平である場合等は、地方債を経費の財源とすることができます。

地方債は歳入手段の一つですが、償還(返済)による負担が将来の財政に大きな影響を及ぼすことから、地方債の発行に当たっては妥当性等を十分検討した上で発行することを定めています。

○参考：地方財政法第5条（地方債の制限）

地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入によりその財源としなければならないと定められています。ただし、公営企業に要する経費、出資金・貸付金の財源とする場合、地方債の借り換えの財源とする場合、災害応急事業等の財源とする場合、公共施設の建築事業費等の財源とする場合は、地方債を財源とすることができますとされています。

第9条 歳入の確保及び歳出の見直し

（歳入の確保及び歳出の見直し）

第9条 町は、安定的な財源を確保するための手法を検討するとともに、産業の活性化その他活力あるまちづくりの推進による自立的な税収基盤の整備及び町税等の適切な徴収に努めるものとする。

2 町は、継続的に事務事業の見直し及び合理化並びに予算の執行に係る効率性の向上に努めるものとする。

【解説】

1 本条は、町の財政運営において重要な2つの柱である歳入及び歳出についての基本的な事項を定めています。

2 本条第1項は、社会経済情勢が変化する中、行政課題への対応や住民ニーズにに応じていくため、安定的な自主財源を確保する方策を検討するとともに、町税等について適切な徴収に努めることを定めています。

3 本条第2項は、事務の執行に当たっては、継続的な事務事業の見直しを行い事務の合理化を図るとともに、経費支出についても効率化に努めることを定めています。

第 10 条 使用料等の見直し

(使用料等の見直し)

第 10 条 町は、使用料、手数料、負担金等に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。

【解説】

- 1 本条は、使用料、手数料、負担金等(以下「使用料等」といいます。)について、断続的に見直しを行うことを定めています。
- 2 使用料等は、歳入の中でも公共施設の利用者など、特定の町民等から徴収するものです。利用する町民等と利用しない町民等の間での受益と負担のバランスについて考慮しなければならないことを定めています。

第 11 条 補助金の見直し

(補助金の見直し)

第 11 条 町は、補助金に関し、補助の必要性及び効果、補助率又は補助金額の適正化等の観点から定期的に又は必要に応じて総合的な見直しを行うものとする。

【解説】

- 1 本条は、地方自治法第 232 条の 2 の規定により公益上必要がある場合に交付できると規定されている補助金等に係る見直しの考え方を定めています。
- 2 補助金等は、税金が原資となっていることに鑑み、透明性と公正性を高めるため適正化の取組みを継続的に行い、補助の必要性、補助率等の妥当性等の観点から断続的に見直しを行っていくことを定めています。

第3章 計画的な財政運営の推進（第12条－第14条）

第12条 実施計画との関係

（実施計画との関係）

第12条 町は、基本構想に基づく基本計画及び実施計画については、あらかじめ、財政運営に与える影響を勘案した上で必要な施策を財源の根拠をもって策定しなければならない。

【解説】

- 1 本条は、基本計画及び実施計画の策定義務等について定めています。
- 2 基本計画などに定める町の主要な施策を実施するには、多額の予算を確保する必要があります。将来にわたり健全な財政運営を維持していくために財源の根拠や将来の財政見通しなどを明らかにした上でこれらの計画を策定していくことが重要です。実施計画との整合性を図ることで、財政的な裏づけのない政策選択に歯止めをかけることが期待できます。

用語の解説

1) 実施計画

総合計画に掲げる町の将来像の実現に向けて、健全な財政運営を図るために3年間の財政見通しを踏まえて策定する計画です。事業を計画的に推進するとともに、計画期間における町政執行の基礎となります。

第13条 予算を伴う計画

（予算を伴う計画）

第13条 町は、予算を伴う計画については、おいらせ町自治基本条例第29条に規定する中期財政計画（次条に規定する計画をいう。以下同じ。）の計画期間内において必要となる見込みの予算額を明らかにし、これを中期財政計画に反映させなければならない。

【解説】

- 1 本条では、必要となる予算の財源を明らかにし、中期財政計画へ反映させることを定めています。
- 2 将来にわたり健全で持続可能な財政運営を行っていくためには、実施計画のほか、その他予算を伴う各種計画について実効性を確保し、財源の根拠をもって策定することが求められます。

○参考：おいらせ町自治基本条例第29条（財政運営）

町は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。
また、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、決算においては費用対効果を検証して公表することを定めています。

第14条 中期財政計画の策定

（中期財政計画の策定）

第14条 町は、毎年度、実施計画との整合性を図った上で、中期的な期間における各年度の次に掲げる事項を記載した計画を策定し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- (1) 一般会計の歳入見込額
- (2) 一般会計の歳出見込額
- (3) 経常収支比率の推計
- (4) 財政調整基金及びその他基金の残高見込額
- (5) 地方債の残高見込額

【解説】

- 1 本条は、財政収支の見通しを示した中期財政計画は、実施計画との整合性を図らなければならないことを定めています。
- 2 「中期的な期間」とは、原則として5年間とします。
- 3 将来にわたり計画的な財政運営を行っていくには、財政について中期的な見通しを持つことが重要なため、毎年度、中期財政計画を策定しなければならないことを定めています。

用語の解説

- 1) 一般会計の歳入・歳出見込額

今後見込まれる収入や実施計画を踏まえた支出など、一定の仮定をもとに今後の収支を試算し推計したものです。

2) 経常収支比率

財政構造の弾力性を図る指標です。人件費、扶助費及び公債費のように経常的に支出される経費に対して、町税等のように経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す指標をいいます。この比率が高いほど、財政的余裕がなくなっていることを示します。

3) 基金及び地方債の残高見込額

歳入・歳出の見込みを踏まえ、財政調整基金等の基金(本条例第7条)、地方債(本条例第8条)の残高を推計したものです。

第4章 雑則 (第15条)

第15条 委任

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

1 本条例の施行に当たって必要となる細目的な事項は、別に定めます。

附 則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

1 本条例は、公布の日から施行されます。